第７回「東南海・南海地震等の想定値域における民間の施設・ノウハウを活用した
災害に強い物流システムの構築に関する協議会」議事概要

日　時：２０１３年7月２３日（火）１４時００分～１６時００分
場　所：近畿運輸局 海技試験室　（大阪合同庁舎第４号館１０F）
出席者：別添　参加者一覧のとおり

【事務局】
本日の欠席者、出席者の紹介。委員名簿の訂正の報告。

【座長】
この会議も７回目となった。こういった会議を継続的に続けることは大事である。
本日は、本年度第１回目の会議なので、委員の変更等があれば紹介願いたい。

【事務局】
昨年度から若干の委員変更がある。今年度から委員は規約を以て役職指定とすることは、皆さまの了解をいただいている。役職は、規約の中の別紙で決めている。各府県に名称変更、組織改定があり、変更している。また、トラック協会については、一般社団法人、公益社団法人と変更されているので、訂正している。本日現在の状況である。

【座長】
協定締結の状況について、事務局から報告願いたい。

【事務局】
府県とトラック協会の協定は、以前から締結されていた。物資の保管、専門家派遣についての協定は、ほぼ締結ができている。ターミナル会社は、空いているトラックターミナルをご提供いただくという協定が府県と締結できている。一県については、まもなく倉庫協会との協定が締結されると聞いている。
各府県とも、輸送、保管、専門家派遣について、少なくともいずれかは締結ができており、ほぼ形が整ったと考えている。昨年度の協議で、広域的な支援をするのに協定の標準化が必要だとして、和歌山県と倉庫協会の協定をベースに各府県の協定を検討していただいた。今後は、協定内容がこのままで良いのかと言ったことについて、各府県足並みを揃えて検討願いたい。倉庫協会の協定にはあるが、トラック協会からも専門家の派遣をできる協定に改められないかといったことも検討できたらと考える。
昨年度、倉庫協会と協定を進めるに当たって協会からのご意見を頂戴している。寄託貨物の保険について質問があった。営業倉庫の寄託貨物には保険をかけなくてはいけないこ

とになっているが、災害時の支援物資にかける保険はどうしたものか。東北運輸局の回答としては、「当時はそれどころではなく、後から確認してもよくわからない」ということであった。
　府県のサイドで、支援物資に保険は要るのか要らないのかの意見をもらえれば、倉庫協会も動きやすくなる。

【座長】
　協定の締結状況の報告いただいた。資料２の内容に各府県、誤りはないか。各府県で協定を作成するに当たってそれぞれ工夫されたことがあった点があれば、意見交換したい。
　特にないようなので、持ち帰っていただき、他県の内容を確認したい意見交換したいことがあれば事務局に連絡してほしい。
　協定に関して、この場で意見交換したいとや質問したいことはないか。
　ないようなので、次の議題について事務局から説明願いたい。

【事務局】
　今年度の検討課題として、これまでの整理をしたい。
　前回までの協議会と「南海トラフの協議会」のシミュレーションにおいて、９つの課題が出てきた。
　１つ目は、複数から同じ要請が重複した場合や、ばらばらの要請が多数来た場合の優先順位の問題。事務局対応策として、府県からまとめて要請するのはどうか。だか、府県がすべての要請を裁けるのかが疑問。政令指定都市はどうするのかといったこともある。それらを鑑みて、発災後７２時間を目安として、緊急輸送支援物資チームとして、物流関係団体、輸送担当事業者、保管担当事業者、運輸局などが府県の災害対策本部に参集し、物流計画を立ててはどうか。輸送のエリア分けや物資の種類による担当など、一定の枠組みを考えてはどうかという提案である。
　２番目は梱包について。要請物資のサイズや数量が分からず調達できなかったり、中身が把握できず取り置かれたり、開封して整理仕分けしないと輸送できないと言った問題がある。解決策として、内閣府で作成中の物資調達シートがある。また、共通荷札を経済産業省で検討作成中である。訓練などに使用してみて、改善すべき点を内閣府と経済産業省に意見を伝えたい。協議会として独自の物を作るより、全国統一の物を使う方他が良いと思われる。
　３つ目は道路情報。発災時にはより詳細な情報が必要となる。一般にインターネット等で公表されている情報や対策本部などで収集される情報のほか、トラックドライバーなどからの避難所の生の情報を収集し、こちらの情報をトラックドライバーなどに伝えるべき情報がある。
　情報を提供するには、府県の対策本部での一元化が必要である。また、府県の１次物資

拠点から市町村の２次物資拠点へ、そこから各避難所へと言った形で、情報を提供し共有することができないかと考える。

４つ目、燃料確保について。東日本第震災を見ても、燃料確保が問題であると物流事業者からの意見がある。現在、石油備蓄法の改正など経済産業省で取り組んでいる。災害時のサービスステーションの届出を義務づけ、中継 SS として想定している。これらに対して、非常用発電機・通信設備等の設置補助を経済産業省が実施している。

協議会としては、発災時に給油拠点 SS 情報を収集し、緊急輸送支援物資チーム参集後、エリア分けなどして輸送距離を短くし、消費燃料を抑制する仕組みが必要である。府県災害対策本部は緊急輸送に従事する車両が給油を受けられるよう手配するようにしてもらいたい。

５番目、緊急車両通行証の発行遅延について。各府県に事前届出制度がある。先に届出済証を受けていれば、発災時の審査を省略できる。ただ、予め車のナンバーなどの届出が必要なので、その車でないと審査の省略はできないのが問題点。各府県と各警察署の間で調整できないかと考える。福島県の「緊急車両通行証運用マニュアル」と「有料道路料金免除措置手続きの運用マニュアル」を参考資料３として、紹介する。

６番目として費用の標準化。府県によって運賃に差があるので、標準化できないかと言う意見がある。予め協定書に盛り込む、又は協議会や広域連合内で申し合わせ事項とするなどの対応ができないかと考える。料金届出制なので、県内でもばらつきがある。指定公共機関のタリフを適用するのも一案である。

７番目、拠点の確保について。シミュレーションによって、面積不足が指摘された。１日分であれば何とかなるが、数日分となると足りなくなる。民間企業から提供いただいている分を含んでも足りない。事務局で今年度、倉庫協会の協力を得たうえで、募集調査をかけたい。

８番目のトラックの台数確保について。和歌山市のシミュレーションでは１日５０台、京都市のシミュレーションでは８０数台が必要とされたが、それぞれのワーキングで台数確保場困難であると意見が出されている。近畿圏内で調達可能なのか、できないなら域外からの調達のための仕組みを構築する必要がある。

９番目、荷役作業時間の確保について。１台分のレーン（場所）しかないと２台目３台目がむだな時間を過ごすことになる。フォークリフトを利用した荷役としてシミュレーションしているので、もしフォークリフトが使えなければもっと時間がかかることになり、もっとトラックの台数、作業時間が必要となってくる。フォークリフトの確保が大事である。

発災時でも運搬用機器のレンタル・リース会社から借りることは可能だと事業者からの意見もあるので、そういった会社と協定を促進するのも対策のひとつである。各府県でも、独自にレンタルをすることになっているという意見もいただいている。

事務局としては、平常時に物流事業者と拠点を見ておくなど打合せをして、専門家にレ

イアウトを相談するなどするのは有効であると考える。
　以上９点について、ご意見を頂戴したい。

【座長】
　今の説明について、質問や確認したいことはあるか。
　最初の課題について。府県や市町村から協会に多くの要請が来ると対応しきれないので、府県の災害対策本部から一括して要請できないかと言った内容だった。課題となるのは、広域に被害が渡る時に府県が捌けるのかということと、政令指定都市はどういう扱いになるのかである。政令指定都市の状況をお知らせ願いたい。

【政令市】
　トラック協会には防災会議にも参加してもらっている。また協定が締結済み。それだけでは足りないとして、倉庫も含めて現在、協定をやり直している過程である。その中で、府県の範囲の中で市は、面積も広く人口割合もかなりの部分を占めるので、独自で協定を締結しなければいけないと考えている。

【政令市】
　現在、業界団体との協定はない。協定を締結するにしても、府県や市と支援業者の取り合いになってもいけないので、連携して先にルール作りをしてからでないと協定は機能しないのではないかと考えている。
　市内の小口運輸、避難所への配送についても、どの程度業者が確保できるのか見えない。それが今年度の懸案事項で検討している。

【政令市】
　トラック協会、運送会社、ほか小口の事業者と協定締結済み。先ほどの意見と同様、府県と協定先が同じなので、発災時には取り合いになるのではないかと懸念している。今年度、地域防災計画の改訂にあたり、物資輸送を大きなテーマとして検討しているところである。

【座長】
　協定については、政令都市として既に締結済みであったり、検討中であったりと言ったところだが、締結していても、締結先が同じなので市としては、発災時に取り合いになることを懸念しておられると意見であった。
　すでに協定締結済みの府県に、政令指定都市とそれ以外の市町村との対応の違いがあれば伺いたい。

【自治体】
　先日の地震では、市から府県の災害対策本部に連絡があり、付県の防災拠点から物資を配送した。

【座長】
　阪神淡路大震災クラスの災害の場合、神戸市を含む市町村からの要請を災害対策本部で捌ききれるのかというのが、問題提起である。

【自治体】
　おそらく、しんどいと思う。そこまでのケースは、遭遇していないので、先日の地震でも結構情報が錯綜した。複数の市から要請がくるとなると、しんどいと思う。

【座長】
　大きい災害があった場合、他府県はどうか。

【自治体】
　先般締結した協定では、市町村を政令都市とそれ以外で区別はしていない。大規模災害を想定した場合、市だけである程度完結しているのであれば、市に任せた方が運用としてはうまくいくだろう。それ以外の市町村については、ある程度整理をする必要がある。それぞれから要請をすると、不都合で矛盾が生じる。災害対策本部でルートを考えるなどした方が効率的である。

【座長】
　災害の規模によって、勘案する必要があると言うことだった。
　他府県はどう考えているか。

【自治体】
　６月１０日に風水害訓練を実施した。特定の市から特定の物資の要請があるという想定であった。対象が１市であっても、物資の偏りやトラック車種の指定の偏りなど、かなり対応に苦労したことが課題となった。災害が大きければ、捌くのに困難な部分がある。被災エリアによって、有機的に連携できるかを考えていかないといけない。今年度は、支援物資の配送システムについて検討中である。

【座長】
　数年前の水害で、複数の市町村からの要請に対応した経験があるかと思う。東南海・南海地震ではより多くの市町村から要請があるだろう。府県の災害対策本部で一元的に要請

することについて、意見感想はあるか。

【自治体】
　水害発災時に私は消防にいたので、実態の詳細について言えないが、危機管理の中で職員が泊まり込んで対応し、幾人かの職員が倒れてしまったこともあり、一括して府県の防災対策本部で対応するには、大変厳しかったと思う。

【自治体】
　複数の市町村からの要請については、府県対策本部で対応するのは難しいが、山間部については、ある程度災害対策本部で取りまとめて対応する方が良いかと思う。

【座長】
　一県だけが全国物流ネットワーク協会と協定を締結している。そのあたりの状況を紹介してもらいたい。

【自治体】
　これまでは、どちらかというと支援する側であったが、今は大きな発災時の被害想定をしているところ。全国物流ネットワーク協会との協定については、トラック協会、倉庫協会と同様に協定を締結できるところとはフルに最大限に、締結させてもらっている。４月に着任したところなので、全国物流ネットワーク協会殿協定締結の経過については詳しくは知らない。

【座長】
　自治体の話しを踏まえて、協会の方はどのように考えたり感じたりされたか伺いたい。

【倉庫協会】
　府県と協定を締結しているが、市からも協定締結の依頼が来ている。理事会にかけて協定は締結することになったが、優先順位について困っているところである。

【座長】
　府県、政令指定都市以外の市町村と協定締結のある協会はあるか。
　今は多くないかも知れないが、今後はその可能性が高いと思う。今回事務局が提示しているような情報錯綜、情報重複などの問題が想定される。
　発災時に府県対策本部ですべて対応するのは難しいが、範囲の限られた災害の場合には、府県対策本部が対応できるし、大きな政令指定市であれば独自の対応が可能となり、都市部と山間部で状況が変わるので分けて対応することになると言う話しだった。一括したル

ールを作るのは難しいようだ。発災後にどのように対応するかの作戦を考えないとまずい。訓練などを通して、事前に状況を想定した整理をしておくことが必要である。

この課題についてほかに意見がなければ、今日の意見を踏まえて、こんな可能性があると言ったことをもう少し整理して、次回補足したい。

次は梱包の議題。これは、国で全国共通の様式を作成中とのことなので、そちらに任せたい。

道路情報については、物流だけでなく交通情報全般にかかることで、この場で話がまとまる物ではない。

次の燃料確保については、経産省の話しであり、府県対策本部は緊急輸送に従事する車両が優先的に給油を受けられるようにすることを考えておく必要があるが、緊急時の給油は物流だけでなく、消防や医療など様々なところからニーズが上がってくるので、ニーズを集約する担当者に、緊急輸送についても忘れずに配慮してもらえるよう事前に考えておくことが大事である。本日出席の物流担当者から燃料の担当者に連絡しておいてもらいたい。

緊急車両通行証については、ここでの話しではない。

６番目の費用について。要請した被災地とトラックを派遣した県の運賃格差があると言う問題。実際にこういうことがあったのか、この話が出てきた経緯を知りたい。

【事務局】

過去の協議会でトラック協会からあった意見である。実際にあったと言うことでなく、緊急時に要請があり先に物資を輸送した後で、費用について話しあうとなったとき、こういう問題が出てくると言う懸念である。広域支援を考えるにあたり、予めある程度取り決めて動きやすいような体制を取ってもらえたらと言う意見である。

【座長】

運賃や保険にかかる費用についての協会の意見を伺いたい。

【トラック協会】

台風の時は、府県から当時の届出運賃で支払いがあった。協定書でも府県がその時の届出運賃で支払うと記されている。その他高速料金など付帯料金については、今後確認が必要だと考える。

【トラック協会】

府県と連携は密にしているので、府県からの要請は料金の話しも含めて、スムーズに解決できる。

【トラック協会】
　対策本部から指定されたトラックについて、特別措置を講じてもらいたい。一般車両と区別して、燃料の優先給油、道路の通行優先など緊急支援車両に対するシステム構築が必要だと考える。
　要請を受ける側としては、依頼主が多数あると混乱する。先日の地震の時は、要請が府県担当課長から手配後の事後通知となった。どのタイミングでどう対応するかは一律では言えないが、窓口を一本化して、正確な情報がもらえればありがたい。同条件、同依頼内容で依頼されると混乱は少なくなる。

【座長】
　同じ条件で同じ形式であることが必要であること、また、災害直後と少し落ち着いてから話しをするのかを踏まえて、どのような条件が良いのかを今後検討する必要があるという話しだった。

【トラック協会】
　平成１１年の届出運賃に基づいて、後日支払ってもらっている。
　緊急時の課題としては、その時点でいかに輸送できる事業者を早く見つけることができるかである。

【トラック協会】
　先ずは対応、料金などの話しは後になる。市と府県とそれぞれ協定を締結している。市域に大規模災害があった場合、市と府県の両方から要請があったとしても、同じ災害に対して２つの要請が来ていると協会側で整理ができる。市以外からの要請があったとしても、府県との協定に基づくものと判断し、府県を通すよう申し入れをする。

【トラック協会】
　運賃は、平成１１年の届出料金で東北の時は対応した。今後も標準運賃を参考に対応したい。燃料確保の問題は、かなり輻輳したようなので具体的な取組を検討したい。緊急車両通行証の発行についても、届出をしているが、実際にその車が動けるかどうかはその時になってみないと分からないので、これについても検討してもらいたい。

【座長】
　県をまたいでの輸送の際の料金について伺いたい。府県間の違いや費用以外についても意見感想があれば伺いたい。

【運送事業者】

幹線輸送については、一律の料金で行うが、避難所までの小口配送については、料金の取り決めはない。１日１車いくらと言う形で、東北では対応した。燃料に関しては、現地の車は CNG 車が多く、燃料供給が一時ストップしたので、東京から配車した。その際、東北道を使って現地に入る関係上、（出発地である）東京都の緊急車両通行証がもらえず、東京から新潟、新潟から山形、山形から仙台に入った。その後交付されたので、東北道を使って現地に入れた。緊急時にどこが緊急車両通行証の交付窓口になっているのかが、掴みづらかった。目的地に入るのが大変なので、今後考えてもらえるとありがたい。

【座長】
全国展開している事業者さんならではの意見だった。全国に係わることなので、本省の方も来られているので、是非検討願いたい。
緊急車両の取扱について参考資料があるので、事務局から紹介願いたい。

【運送事業者】
その前に一言。当社は国の指定公共機関である。協会の各会員がいつ届出をされているのか分からないが、冒頭で指定公共機関の料金を適用するのはどうかという事務局案があったが、弊社の届出運賃は平成２年のもので、２０数年前の物を適用するのはどうかと思われる。
東日本第震災の時の物資要請は、国交省貨物課から一本でオーダーされたのが大きかった。もしばらばらと来ていたら、対応できなかった。府県から市からの要請という話しがあったが、是非とも１本化してもらいたい。

【座長】
資料の説明の前に、他の運送事業者さんに運賃の件、またはこれまでの議論の中で意見があれば伺いたい。

【運送事業者】
最終のお客様との間の輸送を中心にと考えていて、難しい面もあるが、先ほど言われたような動きで対応を考えている。トラック協会からになるのかどうか分からないが、窓口の一本化されると動きやすい。

【座長】
緊急車両についての参考資料について、事務局から紹介願いたい

【事務局】
参考資料３の「福島県における緊急通行車両の確認手続き等取扱要領」については、各

府県でも同様に定めていると思う。注目すべきは「災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置手続」がマニュアルに盛り込まれている点である。各府県においても、有用であると考え資料とした。ページ数が相当あるので、目次と一部抜粋のみとしている。
　緊急通行車両の有料道路料金の免除措置手続きは事業者がしないといけなくて大変だという意見もあったので、今回参考までに資料にした。
　福島県のHPから全文を見ていただきたい。

【座長】
　これは、福島県が中越地震の後に作成されたものである。中越地震の際は福島県からかなりのトラックを新潟に運んだ。応援県として、出発地側の立場でまとめられている。
　緊急通行車両については、警察も絡むので今日明日のものではないが、現場ではこれで時間を取られては大変なので、こつこつと検討していくことが大事である。
　９の荷役作業時間の確保については、昨年のシミュレーションの結果から、スペースの確保とフォークリフトの確保がなければ効率が落ちるので、運搬用機器レンタル・リース会社との協定を促進し、平時の打合せが有効であるとある。自治体が指定している物資拠点、倉庫協会から借りた倉庫の両方を想定しているのか。

【事務局】
　民間の物資拠点を利用する場合は、その事業者が仕分けするので問題ないと思う。府県の物資拠点の場合、事業者がいきなり要請のあった現地に入って、初めて施設を見るのでは大変なので、できれば派遣されるであろう人に現地を見ておいてもらって、専門家の目で必要なフォークリフトの数など試算してもらっておくと、いざという時にスムーズにいくという提案である。協定締結を一歩進んだ形にすれば、実効性が高くなるのではないかと思われる。

【座長】
　倉庫協会との協定について、倉庫を使って荷物の保管と、府県の物資拠点の運営も含まれているのか。

【事務局】
　協定締結状況のうち、保管というのは、民間企業の倉庫を借りて保管するという意味で、専門家派遣というのが、府県が持っている物資拠点へ専門家を派遣して荷さばきをするという意味である。

【座長】
　今日の議論を踏まえて、これまで議題に上がっていなかったことも含めて倉庫協会の立

場で意見感想を伺いたい。

【倉庫協会】
　府県が訓練をしたときに、リフトを派遣した。その際、リフトに対人保険が掛かっていなかった。掛けてから訓練をした。事故などが多いので、レンタルとかの機器にも保険がかかっている方がよい。このことも検討していただきたい。

【倉庫協会】
　荷主のフォークリフトを倉庫事業者の人間が操作することがある。使用に当たっては、有償無償にかかわらず、責任の所在を書面で明確にすることは大切である。

【倉庫協会】
　協定締結は進んでいるが、その中で専門家の派遣の費用について苦慮している。保管や荷役については、料金が明確であるが、専門家の派遣についてはこれからの課題である。
　保険については、同様の意見である。
　物資拠点の見直しができていない。災害の程度によっては、到底足りないと思われる。早急に規定の見直しを進めてもらいたい。

【座長】
　専門家の派遣については、府県とトラック協会が人材派遣について取り決めがある。ドライバーだけでなく、災害対策本部に専門家を派遣することになろうかと思うが、トラック協会と倉庫協会の共通部分があるので、あわせて協議していけたらいい。

【倉庫協会】
　保管料と派遣費用について、今後細部を詰めていく必要がある。

【倉庫協会】
　緊急支援物資を寄託貨物と言えるのかどうかという疑問はある。災害時には超法規的な措置が執られた貨物なのか、寄託貨物なのか、緊急支援物資の位置づけが曖昧である。寄託貨物であれば火災保険を掛けなければならない。
　保管料と派遣料については、届出制になっているので、事後になるだろうが決定するのに問題はないと思われる。

【倉庫協会】
　保管料、派遣員の費用、フォークリフトの保険と言ったことは、既に言及されたとおり。
　専門家の派遣については、日頃から派遣されるものして、現地の確認が必要だと考える。

協定を結んで終わりとしてはいけない。

【倉庫協会】
　府県と協定に基づいて、運用されるべき倉庫事業者の認識程度が低い。９月初旬に事業者代表者会議を開催するので、その際に会員各位に協議会の推移、協定締結内容の説明をした上で、要請にあった運用ができるよう、今後、物流事業者間で調整、話合いを持って行きたい。物流事業者間はもちろん、県や運輸局の意向も踏まえて、統一的な物流にどう仕上げていくかを考えていきたい。
　府県については、全国物流ネットワーク協会から専門家が派遣されると思われる。物流の専門官は、災害対策本部に物流専門家の意見を持ち込むために派遣すると考えており、府県の施設に派遣して運用できるのか疑問であるが、今後府県の中で調整していきたい。
　支援物資については、営業倉庫をまず使っていただくという前提の下、それぞれの物流事業者と話を進めていく。

【ターミナル会社】
　我々の問題としては、市と空きスペースを提供するという協定を締結しているが、空きスペースがあるかどうか分からないことである。日々連携を深めて行く必要がある。
　運送事業者さんとマニュアルを作成して、どのように運用するのかを今、詰めておかないと、具体的な活用ができるかどうか分からない。そのためには市がイニシアティブを取って、三位一体で進めていきたいと考えている。

【座長】
　（市に）今年度取り組んでいることや、締結している協定について、意見をいただきたい。

【政令市】
　今年度は、警察、自衛隊、その他関係団体との訓練を行う中で、物資輸送を盛り込んだものを予定しており、検証もしていきたい。トラック協会からの協力もいただくことになっている。
　計画等については、被害想定が変わっていく中で、協定の関係も深めて行かなくてはならないし、被害想定の具体例を明らかにしていきたい。

【自治体】
　物流に関しては、まだこれから検証する段階である。今年度は、物資の備蓄と輸送を計画している。
　トラックの台数確保について、必要台数は、オペレーションの仕方で変わると思うが、

今回のシミュレーションでの必要台数の出し方について教えていただきたい。

【事務局】
　昨年の別の協議会で、和歌山市と京都市でシミュレーションを行った。避難者数は内閣府公表の数字を地区別の人数に割り出した上で、一人あたりの必要量を荷姿で換算し、避難所までのピストン輸送で計算した。和歌山市の場合、２ｔトラックで１日あたり５０台が必要となった。

【座長】
　図上訓練について、説明願いたい。

【事務局】
　今年度の検討課題に加えて、図上訓練をできたらと考えている。９月の一般防災訓練ではなく各府県の独自訓練に、協議会として参加できないかという提案である。通常訓練に物資訓練を入れてもらえないかと、昨年は大阪府にお願いした。広域連合の訓練にはコントローラーとして参加できた。今年度、物資に特化した訓練をされるなら、協会と一緒に参加させていただきたい。協議会、事務局としてできることは、シナリオに情報付与をするなどのお手伝い、当日はリエゾンとしての参加、物資の荷札・品目表等の提供などである。

【座長】
　各府県、市で訓練をされるなら、協議会として参加を検討してもらいたい。訓練シナリオの中で物資に関する詳しい情報提供や、リエゾンとしての当日の調整やプレイヤーとしての参加ができる。荷札や物資の共通的な分類表、要請時の標準的な様式など国が作成中であるので、そういった物を訓練に使えるということだった。
　今現在、こういった訓練を予定されているところはあるか。改めて事務局から個別に問い合わせがあれば、ご回答願いたい。

【座長】
　各ブロック単位の協議会を取りまとめる立場から、国としての取組についてご照会願いたい。

【本省】
　今年度に進めようとしているものを資料３にまとめた。広域物資拠点開設・運営ハンドブックを作成中である。ブロックごとに特徴があるので、すべからくというわけには行かないが、大まかな考え方をまとめて、９月以降の各地の訓練において実証して、さらにフ

ィードバックして、ひとつの形としてとりまとめたい。それを各地域で使ってもらえるものにしたい。

２４年度の東北ブロックの協議会で提言された、送り側のルール、支援物資の品目分類の標準化について内閣府の分科会に検討するよう提案している。

協定、民間拠点のリストアップについて、協議会を通じて、今後も数を増やしていきたいと考えている。

国土交通省の研修センターで、災害物流についての研修を計画中である。１０月半ばを予定。８月半ばに募集するので、是非とも参加してもらいたい。

今後もこういう取り組みを進めていっていただきたい。南海トラフにどのように対処していくのか、全省をあげて議論している。ブロックを超えた大規模災害を想定しての広域的な対応も必要だと議論している。トラック台数確保と言ったような広域的な連携が必要となるだろうから、今後もこういった議論を進めていただきたい。

今日の議論の中には、国土交通省で検討しなければならないようなことも多々あった。持ち帰り検討を重ねて参りたい。

【座長】

お願いとして、本省のその他の取組の中で、「送り手側ルール」の策定や支援物資の品目分類の標準化と行ったことは、内閣府でご検討いただけるとのことだが、府県と国とのやりとりがメインとなるのだろうが、市町村や議論の中では避難所のことも出ているので、そういった所までの連携を考えて検討いただきたい。

【事務局】

５月１６日付けで、運輸局に安全防災危機管理課が新設された。この場をお借りして安全防災危機管理課より一言ご挨拶申し上げたい。

【危機管理調整官】

関東、中部、近畿運輸局に５月１６日付けで安全防災危機課が置かれ、課長・補佐・係長の３名体制となった。今後、皆さまと連携して進めたい。

新しい部署、人員なので、皆さまからの支援を賜りたい。

当課は、安全関係としては、交通安全、安全総点検、運輸安全マネジメント評価の局内取りまとめを、防災関係としては、防災業務計画の改定、防災訓練、災害対策本部の設置・運営を行う。危機管理関係としては、国民保護法の関係、テロ対策、新型インフルエンザ対策などを行う。

大規模災害発生時には、緊急物資輸送・保管・荷さばきに関して、皆さまと連携して対処していくことになっている。

今後、各府県、各協会、事業者様と連携して、積極的に訓練も行いたいのでご協力を賜

りたい。

【事務局】
　これにて、第７回東南海・南海地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会を閉会する。